

ユリウス・クラウディウス朝における

穀物政策とアリメンタ

相川 健 太

はじめに

私が、この論考において帝政前半期（ユリウス・クラウディウス朝及び五賢帝）の穀物政策とアリメンタを取り上げた理由は、卒業論文において、アウグストゥスが元首政を始めるまでの過程を政治的・社会的な側面で観てきた事で、歴代の皇帝達は、民衆に支持されるためにどの様な政策を行っていたのか、という事に関心があったからである。

もともと、古代ローマの皇帝達は、同時代の風刺詩人ユウエナリス（紀元後六〇―一三〇年）の指摘する様に、「パンと見世物」を民衆に振る舞うことにより自らの権力基盤を固めていた。ユウエナリスが指摘した「パン」とは、クラー・アノーナエと呼ばれる制度を指している。これは、ローマ市民権を持ち、ローマ市に住んでいる成年男子を対象に穀物を廉価で供給した制度であった。この制度の起源は、共和政末期における大土地所有制の進展とそれに伴う中小農民の没落により、彼等に対する援助が必要になった事に遡る事が出来る。大土地所有により、土地を追われた農民が都市に流入した事により、都市の人口増加とそれに伴う穀物不足と穀物価格の高騰

が起こった。グラックス兄弟は、この状況を変えるために紀元前一二三年にセンプロニウス法を提案した。このセンプロニウス法がクラー・アノーナエの起源であった。この事からもクラー・アノーナエは、穀物価格高騰に伴う民衆の経済的な困窮を背景に成立した事が分かる。

また、ローマには成人男性を対象としたクラー・アノーナエとは別に、ネルウァ帝が始め、トラヤヌス帝が確立したアリメンタと呼ばれる制度が存在した。これは皇帝や地方の有力者などが基金を創り、その地域の少年少女たちに穀物や貨幣を給付する制度であった。このアリメンタとクラー・アノーナエは相互補完しているものがあるが、それを指摘している研究者は少ない。この論文では、この点も合わせ考察したい。

この論考の構成として、第一章では、宮寄氏を参考にアウグストゥスの穀物政策と元首政の成立、第二章では、坂口明氏のアリメンタの研究を取り上げる。そして、まとめとして諸研究者の説を参照しつつ、クラー・アノーナエとアリメンタに関して問題提起をしたい。

一、アウグストゥスの穀物政策と元首政

この章では、アウグストゥス期の穀物供給政策とアウグストゥスがどの様な過程を辿り、皇帝となつていったのかを取り上げていく。宮寄氏は、受給者数の制限について『神君アウグストゥスの業績録 *Res gestae Divi Augusti*』とディオ・カッシウス、スエトニウスを参考としている⁽¹⁾。それらの史料によれば、ローマの初代

の皇帝アウグストゥスの治世(前二七年〜後一四年)の四一年間七回の食料危機が起きた。その中でも特筆すべきなのは、前二三年と後六年であった。前二三年の不作は暴風雨によるものであった。この暴風雨により、ローマ市内が冠水し、三日間小舟で往来出来る程であった。また、疫病によって多くの人々が倒れ土地を耕す者がいなくなり、結果として食料危機がおきた。この食糧危機に際して、市民は「元老院議員を議場に閉じ込め、アウグストゥスが独裁官とならなければ、かつてポンペイウスが行ったような食料供給のための配慮をなさなければ、元老院を建物ごと焼き払うと脅した。」このアウグストゥスはいよいよクラ・アノーナエ(穀物配給)のみを引き受けた。アウグストゥスが私費で購入した穀物を二五万人に一二回配給した。そして、ティベリウスをオステイア管轄のクワエストル(財務官)に任命し、食料危機を緩和させた。前二年には穀物受給者の改定を行い、受給者数を二〇万人とした。後六年の食糧危機は地震と洪水の影響によるものであった。この時の穀物価格は一モディウスあたり二二セステルティウスに上昇していた。これに対してアウグストゥスは、特定の外国人をローマ市から一〇〇ローマ・マイル(約一六〇km)以上離れたところに追放し、同時に皇帝と高官たちの従者の大部分を解雇した。また、元老院議員がローマ市を離れることを許可した。元老院議員がローマから離れた事により、法廷は休廷となり、いかなる集会であれ作成した議決は有効とされた。他に、アウグストゥスは、式典費用を削減し、穀物支給量を倍増させ配給した。そして、後六年には「食糧供給長官」を設

置した。この「食糧供給長官」に関する具体的な史料は少なく、詳しい活動は不明であるが、穀物及びパンの供給管理が一任されていたと考えられる。初期の頃は生産地での穀物の輸出量と輸出先の統制が行われ、一世紀の中ごろ以降は港湾・備蓄施設を管理し、皇帝権の代行者として食料供給のためにあらゆる手段をもって穀物の輸送が行われた。しかし、この権限は属州内部には及ばない、または制限され、都市ローマでの定期配給は管轄外であった。当初この官職はプラエトル(法務官)であったものが就任し、後六年にコンスル級の者が、七年には二名に増員された。このことは後六年の飢饉がアウグストゥスの価値観が変わっていたことを象徴している。それ以前は、配給に限っていたアウグストゥスが生産・流通を含む供給全体への拡大に乗り出したことを表している。アウグストゥスが死去した一四年には、食糧供給長官という皇帝代理人があらわれている。これは食料供給長官という役職が皇帝権の直属になり、より重要度が増したと考えられる。

アウグストゥスの時代における最大の穀物供給地はアフリカのエジプトであった。そこで、実務担当の代理人としてエジプト長官を設置し、元老院議員のエジプトへの立ち入りを禁止した。この役職はエジプトからの税(小麦を主とする物納)を管理し、輸出力と輸出先の統制を行っていた。この時期のローマの人口はおおよそ一〇〇万人であり、この人口を養うためには三〇〇〇万モディウス(約二〇万t)〜四〇〇〇万モディウス(約二七万t)の穀物が必要であった。一説によると、このうち三分の一をエジプトが、三分の二

をアフリカが供給していたといわれる。アウグストゥス時代の一時期にはエジプトの税は二〇〇〇万モディウス（一三三万三〇〇七t）であった。この膨大な供給を維持するために西地中海のティレニア海沿いのミセヌムとアドリア海沿いのラヴェンナへの艦隊の配備を行い、海賊による供給の断絶を防いだ。ローマ側のプテオリ港の拡張と新港の建設を行い、オステティア港の拡張を計画していた。未だ国有の商船隊がないため、船主と商人との利害関係が重要であり、アレクサンドリアとプテオリの間を往復することを奨励し、恩恵を与えた。アウグストゥス死後の穀物受給者は二〇万人であった。

次に弓削達氏の説を取り上げる^{三〇}。弓削氏はグシュニッツァーの市民共同体論を基礎の考えとして、元首政の解釈を法的な立場から観ており、元首政が本格的に始まったきっかけを紀元後五年の選挙制度改革であるウァレリウス・コルネリウス法であったと考えている。氏は、アウグストゥスの元首政を「市民共同体」の中に支配の原理を貫徹させたと評しているが、これは具体的に言えば、アウグストゥスは共和政の公職体系という「共同体的秩序」に身を寄せつつ自らの体制を築こうとしたが、最後には「支配の原理」が具現化したことを指している。そして、「支配の原理」が具現した客観的な形はウァレリウス・コルネリウス法であったと述べている。その詳細を述べるならば、アウグストゥスに対して抵抗するノビレスに對して、彼は紀元後五年の選挙制度改革であるウァレリウス・コルネリウス法によって解決した。この政策は選挙制度自体には手を付けず、自らを支持する騎士身分を主体とする予備選挙を導入したの

であるが、この改革によってアウグストゥスの支配は強固なものになっていったと述べている。弓削氏はまた、元首政を「拡大され支配共同体となったローマ市民共同体という、まさに、この新たな段階における、またこの段階に応じた形での、共同体的原理の実現という客観的意味を持つていたに他ならない^{三一}」としている。

島田氏は、アウグストゥスが具体的に皇帝というポストを置かなかった事や彼が身につけた称号が皇帝としての具体的な役職を示すものでは無かったという意見では弓削氏と同じであるが、相違点としては弓削氏が考える紀元前十九年にコンスル命令権が付与されたという考えには否定的である事^{三二}と、古代ローマに存在したドムスと呼ばれる親族集団から元首政を述べている事である^{三三}。島田氏によれば、ドムスとは強大な家父長を中心とする家族・親族集団であり共和政末期には政治的にも影響力を増していたと述べている。アウグストゥスは元首政初期には元首の政治的正当性を主張するために共和政的な公職権限を用いつつ自身の支配を盤石なものにするために結婚などを通じて自身のドムスの巨大化を図ったと考えている^{三四}。

ロストフツェフは、元首政が成立した背景を長く続いた内乱の終結を望んだイタリアと属州に住んでいたローマ市民大衆に求めており、彼らはアウグストゥスに対して「平和を回復し、すべての階層のローマ市民が国家において享受していたすべての特権を維持する意志と能力がある限り、彼を喜んで支持する気であった」と指摘し、アウグストゥスは「アントニウスとの抗争の中で愛国心に訴えかけ

ることによってローマ市民の権利と特権を決して減らすことなく、むしろそれらを増大させる、あるいは少なくともそれらをいっそう有利な形で明確にし、確固としたものにする、という暗黙の内に彼らに対して為された約束を守ることを保障した。」と考えている⁷⁰。

そして、暗黙の了解が存在する場合にのみ「ローマ市民はアウグストゥスを、自分たちの指導者、ローマ共同体、「ローマの元老院と国民」の国制上の首長として進んで認めようとする気持ちになったのである」と述べている。

二、穀物政策の補完としてのアリメンタ制度

この章では、ローマ市民権保持者の子弟を扶養したアリメンタ制度を取り上げる。この制度は、皇帝が行った公的なアリメンタ基金と私人が行った私的なアリメンタ基金に分かれている。公的なアリメンタは、ネルウァ帝の時代に創設され、トラヤヌス帝の時に確立した制度であり、私的なアリメンタは、それよりも前に成立したと考えられている。アリメンタを取り上げる理由は、この制度がクラ・アノーナエを補完する制度という長谷川博隆氏が『ギリシア・ローマの盛衰―古典古代の市民たち』からの指摘であるが、以下、その文章を引用する。

「穀物給付策が一応ローマ市に限られていたのに対して、帝政期にはもつと広い地域に渡る社会福祉政策が登場する。それはアリメントゥム（アリメンタ）つまり援助を求める人達を国家又は公の機関を通して扶養する事、及びその為の施設であった。「ローマの

平和」の到来後アウグストゥスは市民数の確保、国力の涵養を狙いとする婚姻関係立法、子供が多い家族の特別保護規定等を打ち出したが、それらを背景に私的なアリメンタが現れ、その制度化が五賢帝の一人ネルウァ帝以降行われた。貧乏な市民の子弟の為に国家の手で整えられた出資金又は寄付行為が効力を発揮し、このアリメンタシステムは、トラヤヌス帝によって全イタリアに広まっていく。帝は五千人の子供を穀物受給者の数の中に入れるよう配慮し、また全イタリアにアリメンタ施設を設けた。その狙いは、イタリアの回復にあったと言われる。この制度は、コンスタンティヌス時代まで見られるが、それ以前にインフレや貨幣経済の行き詰まりのため実質上の意義は無くなっている。帝国の繁栄の底の浅さが、諸皇帝をして社会福祉、慈善とかくれみのをつけさせたのであり、富裕な人達にとっては、母市その他への寄付行為の一環をなす、ちよっぴりした慈善事業、博愛心の満足に過ぎなかつたと言えよう。⁷¹

この文中から分かるように、長谷川氏はアリメンタ制度に対して厳しい評価を下している。しかし、本当にそうだったのであろうか？ 例え、博愛心の満足とはいえ、少なくとも母市にとっては、有益であったはずである。果たして、その実態はどうであったのかという点を坂口明氏の論文を参考に考察する。

坂口氏は「さらに、一部のものを除いて、恩恵の対象が都市の市民に限られていた事である。……（中略）……もう一つは、*munificencia* が個人の名声や威信の欲求と結び付いていたために、あくまで個人の恩恵に留まり、慈善団体や財団に類するものが成立

しなかった。そのために、恩恵の基盤は、極めて偶然的で脆弱なものと成らざる負えなかった。ローマ人の *munificencia* の持つこれらの限界の克服は、別の原理の上に立つキリスト教の慈善活動を待たなければならなかったのである。¹⁾と云うアリメンタの限界を述べている。

おわりに

この論考において、筆者は、ポンペイウスが引き受けたクローラ・アノーナエに関して、宮寄氏の「共和政の制度によって承認されながら、しかし内容と手続きにおいてそれを逸脱している、『異例の命令権』と呼ばれるものの出現と、単独のものへの付与である。穀物供給に関しては、その最初の例が前五七年のクローラ・アノーナエのポンペイウスへの委託であった。……（中略）……この側面において、前五七年の事件は、共和政期の穀物供給の変化と、その背後に見える共和政の変化を論じるにあたって重要な意味を持つのである」という指摘に対して、アウグストゥスが権力を掌握する過程で用いた「実質的な皇帝でありながら、形式上は共和政的な官職の兼任、重任という形を取ったのである。というよりは、正しくは官職に就かずにその官職に付随する命令権や職権を掌握した。」という長谷川氏の指摘を想起させられた。つまり、アウグストゥスは、ポンペイウスが権力を掌握する過程を自らが権力を獲得する過程に於いて、前例にしたのではないかと考えるからである。

アリメンタに関しては、長谷川氏の「ちよっぴりとした慈善事業、

博愛心の満足に過ぎない」という指摘に対して、筆者は、小プリニウスの「けれども、私益より公益を、一時的な利益より永遠の利益の方を重んじなければなりませんし、都合よりも自分の義務の方に、はるかに入念に意を用いなければなりません。」という事を述べた書簡も残っており、富裕者達は、高貴なる義務としてアリメンタを行っていたのでは無いかと考える。

また坂口氏が、指摘しているキリスト教の慈善活動とアリメンタの救貧政策は、時代的な背景も異なるため、単純に比較すると言うことは難しい。そして、小プリニウスは、書簡で自身の所有する奴隷の死に対して、「奴隷にとつて家が一つの共同体であり、いわば町ですから。……（中略）……こうした処置を取らせるに至ったあの同じ人間愛が、私を滅入らせ、意気消沈させるのです。しかし、だからといって、私は非情な人間にはなりたくありません。」²⁾と述べている事からも、同胞愛は存在したのでは無いかと考える

〈註〉

一、アウグストゥスの穀物政策と元首政

(一) 宮寄麻子「第二章 アウグストゥス期における都市ローマの穀物供給制度」『ローマ帝国の食糧供給と政治』九州大学出版会二〇一一年四七～六七ページ

(二) 弓削達「第二アウグストゥス体制の確立」『ローマ帝国論』

吉川弘文館二〇一〇年一四五～二〇一ページ

- (三) 弓削達「第三ローマ皇帝権力の成立とローマ共同体的原理」『ローマ帝国の国家と社会』岩波書店一九六四年九六～二三七ページ

- (四) 島田誠「ローマ帝国の王権」『天皇と王権を考える 一人類社会の中の天皇と王権を考える』岩波書店二〇〇二年一九一～二二二ページ

- (五) 島田誠「神アウグストゥスの業績録の性格と目的」『学習院大学紀要』四号二〇〇五年 一〇五～一三〇ページ

- (六) 島田誠「ローマ市民と家・社会」『古代ローマの市民社会』山川出版社一九九七年五九～八八ページ

- (七) M・ロストフツェフ 坂口明訳「第二章 アウグストゥスと復興と再建の政策」『ローマ帝国社会経済史』(上) 東洋経済新報社二〇〇一年五一～一〇五ページ

Arnold Hugh Martin Jones Augustus (Random House UK 1971)

二、穀物政策の補完としてのアリメンタ制度

- (八) 村川堅太郎 長谷川博隆 高橋秀「第八章 泰平の逸民」『ギリシア・ローマの盛衰—古典古代の市民たち—』講談社学術文庫一九八三年二四〇～二六三ページ

- (九) 坂口明「ローマ帝政前半期における富裕者の munificencia —私的アリメンタ基金を中心に」『史叢』三三三号 一九八四年一～二二二ページ

- (十) プリニウス國原吉之助訳「奴隷の死」『プリニウス書簡集』講談社一九九九年三月三二〇～三二二ページ